

○鹿児島県警察における遺失物等の取扱い に関する訓令(平成19.12.3 鹿児島県警察本部訓令38)

鹿児島県遺失物取扱細則(平成元年鹿児島県警察本部訓令第11号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、遺失物法(平成18年法律第73号。以下「法」という。)、遺失物法施行令(平成19年政令第21号)及び遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)その他の法令に定めるもののほか、遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物(以下「物件」という。)の取扱いに関し必要な手続を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 交番, 駐在所, 幹部派出所及び警備派出所
- (2) 警察本部に設けられた組織の施設のうち, 交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるものとして別表の左欄に掲げるもの

(警察共通基盤システムによる事務処理)

第2条の2 物件の提出, 保管物件の届出及び遺失届の受理その他の遺失物等の取扱いに関する一連の事務処理は, 警察共通基盤システムによる遺失物等情報管理業務(以下「システム」という。)を利用して行うものとする。ただし, これにより難しいときは, この限りでない。

(物件の提出を受ける窓口)

第3条 法第4条第1項又は法第13条第1項の規定による提出(以下単に「提出」という。)は, 警察署又は交番等において受けるものとする。

2 前項の規定により提出を受けたときは, 拾得物件取扱簿(別記第1号様式)に必要な事項を記載するものとする。

(交番等において物件の提出を受けたときの措置)

第4条 交番等において提出を受けた場合において, 拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときは, 当該提出を受けた物件(以下「提出物件」という。)に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を警察署に報告するとともに, 当該提出物件に係る受理番号を照会しなければならない。

- 2 前項の場合において、現金（他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。）の提出を受けたときは、提出をした拾得者又は施設占有者（以下「提出者」という。）の面前で、現金収納袋（別記第2号様式）に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。この場合において、提出者が拾得物件預り書を受領しないまま交番等から立ち去ろうとするときは、現金収納袋の拾得物件受取票を作成して、これを提出者に交付するものとする。
 - 3 前項に定めるもののほか、現金収納袋に収納された現金の警察署における確認、現金収納袋に収納された現金の交番等における遺失者への返還その他現金収納袋に収納された現金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
 - 4 第1項の規定による報告及び照会は、執務時間中にあつては警察署の会計課長（警務会計課会計担当課長代理を含む。）に、それ以外の時間にあつては警察署の当番責任者に対して行うものとする。
 - 5 交番等においては、提出物件を、拾得物件控書及び拾得物件取扱簿とともに、速やかに、警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、警察署長の指揮を受けて、提出物件を適切に保管するための必要な措置をとるものとする。
 - 6 前項本文の規定による送付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。この場合において、地域警察官の取扱いに係るものにあつては、警察署の地域警察担当幹部の確認を受けて送付するものとする。
 - (1) 交番、幹部派出所及び警備派出所 勤務員の交替時に送付すること。ただし、警察署で勤務交替しない施設にあつては、駐在所の例によること。
 - (2) 駐在所 1週間以内に送付すること。
 - (3) 別表の左欄に掲げる施設 別表の左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法により送付すること。
 - 7 前2項の規定にかかわらず、高額な物件、危険物その他の交番等における保管設備の状況等に鑑み適切に保管することが困難であると認められる物件の提出を受けたときは、警察署長の指揮を受けて、直ちに、当該物件を、拾得物件控書及び拾得物件取扱簿とともに、警察署に送付するものとする。ただし、島しょ部に所在する交番等にあつては、警察署長の指示による。

（施設において拾得された物件の取扱い）
- 第5条 施設において物件（埋蔵物を除く。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設

の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出があったものとして取り扱うものとする。

- 2 前項の規定により提出を受けたときは、当該提出を受けた物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を同項の同意をした施設占有者に通知するものとする。

(拾得物件一覧簿等の作成)

第6条 規則第4条第1項の規定による書面又は電磁的記録の作成は、警察署において、交番等から第4条第1項の規定による報告を受けたとき、又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件控書及び拾得物件預り書を作成するときに、拾得物件一覧簿(別記第2号様式の2)に記録することにより行うものとする。

- 2 規則第4条第2項の規定による書面又は電磁的記録の作成は、警察署において、法第17条の規定による届出を受理したときに、特例施設占有者保管物件一覧簿(別記第2号様式の3)に記録することにより行うものとする。

(遺失届を受理する窓口)

第7条 遺失届の受理は、警察署又は交番等において行うものとする。

- 2 前項の規定により遺失届を受理したときは、遺失届取扱簿(別記第3号様式)に必要な事項を記載すること。

(交番等において遺失届を受理したときの措置)

第8条 交番等において遺失届を受理したときは、当該遺失届に係る規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を警察署に報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会しなければならない。

- 2 第4条第4項の規定は、前項の規定による報告及び照会について準用する。
- 3 交番等においては、遺失届出書及び遺失届取扱簿を速やかに警察署に送付しなければならない。
- 4 第4条第6項本文の規定は、前項の規定による送付について準用する。

(特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置)

第9条 警察署長は、爆発物、銃砲、クロスボウ、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、警察本部通信指令室に対する手配の依頼、地域住民への広報その他の必要な措置を執るものとする。また、交番等においてこれらの物件に係る遺失届を受理したときは、直ちに、その旨を警察署の地域警察担当幹部及び会計課(警務会計課を含む。)に報告するものとする。

(遺失届の有無の確認等)

第10条 交番等において第4条第1項の規定による報告をするときは、あわせて、当該提出物件について、システムにより、同一のものと認められる物件に係る遺失届の登録の有無を確認するものとする。

2 規則第6条第1項の規定による確認は、警察署において、前項の規定による確認を受け、又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件一覧簿若しくは特例施設占有者保管物件一覧簿の記録をするときに行うものとする。

3 規則第6条第1項の規定による確認の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(システムによる遺失届の有無の調査等)

第11条 提出又は法第17条の規定による届出を受けたときは、速やかに、システムに必要な事項を登録するものとする。

2 法第8条第1項(法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。)の規定による通報、規則第6条第2項の規定による照会並びに規則第10条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。

3 規則第6条の規定による確認又は照会の結果、提出物件に係る遺失届がなされていたことが判明した場合は、当該提出物件の現物と当該遺失届出書の内容とを照合すること。

(拾得物件の有無の確認等)

第12条 交番等において第8条第1項の規定による報告をするときは、あわせて、当該遺失届に係る物件について、システムにより、同一のものと認められる提出物件又は保管物件に係る登録の有無を確認するものとする。

2 規則第7条第1項の規定による確認は、警察署において、前項の規定による照会を受け、又は警察署において受理をした遺失届に係る必要事項をシステムに登録するときに行うものとする。

3 規則第7条第1項の規定による確認又は同条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

(システムによる提出物件の有無の調査等)

第13条 遺失届を受理したときは、速やかに、システムに必要な事項を登録するものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による照会並びに規則第8条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。
- 3 規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件の提出又は保管物件についての届出が他の警察署長（他の都道府県警察の警察署長を含む。以下同じ。）になされていたことが判明した場合は、当該遺失届出書の内容を当該他の警察署長に通知し、通知を受けた当該他の警察署長は当該提出物件の現物又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合すること。
- 4 第11条及びこの条に定めるもののほか、システムへの登録、システムによる照会その他システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

（提出物件の保管及び確認）

第14条 警察署においては、提出物件に拾得物件整理票（別記第4号様式）を付けるとともに、提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる錠を備えた保管庫への保管その他の必要な措置を執るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現金、有価証券その他規則第11条第3号から第6号までに掲げるものに該当する物件、法第35条第2号から第5号までに掲げるものに該当する物件その他遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要する物件については、確実に施錠できる錠を備え、かつ、他の種類の物件と区分された専用の保管庫に保管するものとする。
- 3 前2項の規定は、交番等において提出を受けた後第4条第5項の規定による送付を行うまでの間における提出物件の保管について準用する。ただし、提出物件が、自転車その他のその形状等により保管庫に保管することが適当でない物であるときは、当該物件を鎖でつないで室内に保管することその他の確実な方法で保管することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、提出物件が、交番等において保管することが適当でない物であると認められる場合には、警察署長の指揮を受け、必要な措置を執るものとする。
- 5 警察署長は、毎月末をもって保管金品の確認を行わなければならない。

（保管中の物件の保全）

第15条 警察署長は、提出物件のうち、乗車船券、当せん金付証票、商品券その他これらに類するもので保管中に払戻期間又は引取期間が満了するものを保管する場合においては、その期間満了前に現金と引き換えるなど、提出物件を保全するために必要な処分を行わなければならない。

（提出物件処理台帳の整備）

第16条 警察署長は、提出物件の受理時に作成した拾得物件控書及び提出書の写しを編てつし、提出物件処理台帳として整備保管しておかなければならない。

(提出物件の亡失、損傷等の報告)

第17条 警察署長は、保管中の提出物件を亡失、損傷等したときは、亡失、損傷等の日時、場所及び当該物件の金額、品名、数量、価格並びに平素の保管状況その他必要事項を、直ちに警務部会計課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

(提出物件の処分)

第18条 法第10条の規定による処分は、警察署において行うものとする。ただし、提出物件が、滅失し、又は毀損するおそれがある場合であって、法第9条第1項の規定により売却することができない物であると明らかに認められるときは、警察署長の指揮を受けた上で、交番等においてこれを廃棄することができる。

2 規則第14条の規定による通知(次項において単に「通知」という。)は、拾得物件処分通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項ただし書の規定により物件を廃棄する場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

(提出物件の出納)

第18条の2 警察署長は、提出物件の出納状況を保管金・保管物品出納簿(別記第6号様式)により明らかにしておくものとする。

(現金又は売却代金の預託)

第18条の3 警察署長は提出物件が現金であるとき、又は法第9条第1項若しくは第2項の規定により提出物件を売却したときは、その現金又は売却代金を規則第17条の規定により鹿児島県会計規則(昭和62年鹿児島県規則第30号。以下「会計規則」という。)に規定する指定金融機関に預託しなければならない。この場合において、遺失者等の利便を考慮し、警察本部長が定める額を現金で保管することができる。

(提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法)

第19条 規則第18条第1項の規定による通知(次項において単に「通知」という。)

は、遺失物確認通知書(別記第7号様式から第7号様式の4まで)により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

- 3 規則第18条第2項の規定による通知（次項において単に「通知」という。）は、拾得物件返還通知書（別記第8号様式から第8号様式の4まで）により行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、物件を提出した拾得者又は施設占有者が所在しており、その面前で通知を行うことができる場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。
- 5 規則第18条第4項の規定による通知（次項において単に「通知」という。）は、物件の所有権を取得する権利を有する者には権利取得通知書（別記第9号様式）により、物件の所有権を取得する権利を有さない拾得者又は施設占有者（法第27条第1項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。）には費用請求権通知書（別記第10号様式）により、それぞれ行うものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（返還又は引渡しに係る手続）

第20条 警察署長は、遺失者（法第2条第4項に規定する遺失者をいう。以下同じ。）に対する提出物件の返還に係る手続並びに法及び民法（明治29年法律第89号。以下「民法」という。）第240条又は第241条の規定により提出物件の所有権を取得した者に対する当該提出物件の引渡しに係る手続は、警察署において行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交番等において提出物件を保管中に当該提出物件に係る遺失者が提出物件の返還を求めて交番等を来訪したときは、法第11条第1項の規定及び規則第20条の規定による確認が得られる場合に限り、警察署長の指揮を受けて、交番等において提出物件の返還に係る手続を行うことができる。
- 3 前項の規定により返還手続を行ったときは、完結となった拾得物件控書、遺失届出書その他の関係書類を第4条第6項本文に規定する方法により警察署に送付しなければならない。
- 4 警察署長は、提出物件の返還又は引渡しを行ったときは、拾得物件控書にその旨を記録しておかなければならない。

（小切手による返還等）

第21条 警察署長は、規則第17条の規定に基づき預託してある現金又は売却代金については、小切手を振り出すことにより、遺失者へ返還し、又は権利取得者に引渡し

を行うことができる。

(提出物件の返還及び引渡しの特例措置についての教示)

第22条 警察署長は、規則第19条の規定により、送付による提出物件の返還及び引渡しを求められたときは、遺失者又は権利取得者に対し必要な教示を行わなければならない。

(犯罪捜査のために提出している提出物件の返還等を求められたときの措置)

第23条 警察署長は、犯罪捜査のために提出している提出物件の返還又は引渡しに係る手続を行ったときは、その状況を記録し、明らかにしておかなければならない。

(埋蔵物の取扱い)

第24条 警察署長は、埋蔵物に係る物件の提出を受けた場合において、当該物件が文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する埋蔵文化財と認められるときは、同法の規定に基づき、速やかに、埋蔵文化財提出書（別記第11号様式）を添え、鹿児島県教育委員会（当該物件が鹿児島市、薩摩川内市、霧島市又は鹿屋市で発見された場合は、それぞれの教育委員会。以下この条において「県教育委員会等」という。）に提出しなければならない。

- 2 警察署長は、前項の手続をした後当該物件の所有者が判明し、その返還の要求があったときは、県教育委員会等に返還を求め、所有者に引き渡すものとする。
- 3 警察署長は、県教育委員会等に提出した物件について、埋蔵文化財でないこと認定され、差戻しを受けたときは、当該物件を、民法第241条及び法の規定に従って処理するものとする。
- 4 警察署長は、県教育委員会等が埋蔵文化財と認定した物件について、発見者又は提出者に引取期間を通知していた場合は、埋蔵文化財と認定された事実及び保管期間を当該発見者又は提出者に通知するものとする。
- 5 警察署長は、県教育委員会等から埋蔵文化財の発見について届けを受理した場合は、別に定める方法により県教育委員会等に保管期間等を通知するものとする。

(県帰属等の処理)

第25条 警察署長は、法第37条第1項第1号の規定により、県又は国に帰属する物件については、帰属調書（保管金）（別記第12号様式）、帰属調書（保管物品）（別記第13号様式）、帰属調書（国庫）（別記第14号様式）を作成し、所要の手続を行うものとする。

- 2 県帰属等の処理に関し必要な事項は別に定める。

(完結書類の保存)

第26条 警察署長は、提出物件の返還又は引渡しの手続が完了したときは、第16条の

提出物件処理台帳とは別に編てつの上、これを保存しておかなければならない。

2 警察署長は、前条の規定により、払出しの手続が完了したときは、会計規則の規定により県又は国に帰属する物件の払出しに係る書類を整備保管しておかなければならない。

(交番等に対する指導監督)

第27条 警察署長は、交番等における物件の取扱いについては、定期的に又は随時に検査を行うなど、物件の適正な取扱いが確保されるための指導教養を行わなければならない。

(検査)

第28条 警察本部長は、少なくとも、毎年1回以上、警察署長が取り扱う保管金品等の検査を行うものとする。

(警察署長交替時の引継ぎ)

第29条 警察署長が交替したときは、遺失物に関する事務の引継ぎを確実に行わなければならない。

(本部施設における取扱い)

第30条 第2条第2号の施設における物件の取扱いは、別表の左欄に掲げる施設に係る所属の職員が同表の所在地を管轄する警察署長の指揮監督を受けて行うものとする。

附 則

1 この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

2 改正前の遺失物法（明治32年法律第87号）第1条第1項又は第11条第1項の規定により警察署長に差し出されている物件に関しては、第17条第2項及び第18条に規定する通知並びに第19条第1項及び第2項に規定する手続について、改正前の鹿児島県遺失物取扱細則（平成元年鹿児島県警察本部訓令第11号）の規定によるものとする。

附 則（平成22.2.25訓令2）

この訓令中第23条第1項の改正規定は平成22年4月1日から、別表の改正規定は同年3月23日から施行する。

附 則（平成29.3.29訓令9）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2.3.30訓令21）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3.7.8訓令31）

この訓令は、令和3年7月20日から施行する。

附 則（令和4.2.2訓令3）

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和5.2.15訓令5）

この訓令は、令和5年3月1日から施行する。

附 則（令和5.12.1訓令33）

この訓令は、令和5年12月14日から施行する。

附 則（令和6.3.22訓令1001）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

第2号様式（第4条関係）

（表面）

本件に関するお問い合わせは、 電話番号（ ） ー ー にご願ひします。	
現金	物品
取扱者 株式会社 建設部	
年 月 日	
あなたから提出のあった拾得物件を受理しました。	
拾得物件受取票	
切り取り線	
折り返し線（山折り）	
現金収納袋	
透明部分	

(裏面)

		切り取り線					
		のりしろ					
		折り返し線 (谷折り)					
受理番号		警察署 <small>交番・駐在所、幹部派出所等</small>					
受理日時	年 月 日 午前・後 時 分	取扱者氏名					
日時 拾得 場所	年 月 日 午前・後 時 分		ころ にて拾得				
拾得者	住所 氏名	電話番号等					
現金		1万円札 枚	5000円札 枚	2000円札 枚	1000円札 枚	500円紙貨 枚	100円紙貨 枚
		50円紙貨 枚	10円紙貨 枚	5円紙貨 枚	1円紙貨 枚	記念紙貨等	<input type="checkbox"/> 現金のみ
物品							
備考							

第4号様式（第14条関係）

拾得物件整理票

受 理 番 号		
受 理 日 時		
拾 得 者		
施設占有者名称		
物 品 の 種 類		
所 有 権	(拾得者)	現金
	(占有者)	
期満失効年月日		
保 管 情 報		
備 考		

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

拾得物件処分通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、法定期間満了まで現品のまま保管することが困難です。遺失物法第10条の規定により処分することとなりましたので通知いたします。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
2 拾得物件 ()

◎ お問合せ先

警察署 課

所在地

電話番号

受付時間

様

第7号様式（第19条関係）

（拾得者等費用・報労金有権かつ氏名等告知同意）

年 月 日
（受理番号 ）

様

県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのも確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： （ ）
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）は次の費用等（が入っているもの）を遺失者に請求する権利を有しており、あなたがその返還を受ける場合は、その費用等を拾得者等に支払う義務があります。

- この物件の提出、交付及び保管に要した費用（遺失物法第27条）
- 報労金（遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者それぞれこの2分の1））

また、あなたに返還する際には、上記の義務の履行のため、拾得者等の氏名、住所等を告知するとともに、拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、上記の支払義務を免れることができる（遺失物法第31条）ほか、氏名、住所等の告知もされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが必要となりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署 課

所在地

電話番号

受付時間

様

第7号様式の2（第19条関係）

（拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知不同意）

年 月 日
（受理番号 ）

様

県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのものであると思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのものであると確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： （ ）
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

物件の返還を受けるときは、次のものが必要になりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署 課

所在地

電話番号

受付時間

様

第7号様式の3（第19条関係）

（拾得者等費用・報労金放棄権かつ氏名等告知同意）

年 月 日
（受理番号 ）

様

県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのも確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： （ ）
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）は、遺失者に対して拾得者等の氏名、住所等を告知することに同意していることから、あなたのも確認され、あなたが遺失者として返還を受けるときは、拾得者等の氏名、住所等の告知を求めるかを確認します。

また、拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。ただし、遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、氏名、住所等の告知はされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが必要となりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署 課

所在地

電話番号

受付時間

様

第7号様式の4（第19条関係）

（拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知留保）

年 月 日
（受理番号 ）

様

県 警察署長

遺失物確認通知書

あなたのものであると思われる下記の物件を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、下記の保管期間満期日までにあなたのものであると確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

- ・ 拾得物件： （ ）
- ・ 保管期間満期日： 年 月 日

この物件があなたのものであると確認され、あなたが遺失者として返還を受けるとき、この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）が、遺失者に対して拾得者等の氏名、住所等を告知することに同意した場合は、あなたが拾得者等の氏名、住所等の告知を求めるかを確認します。

また、遺失者に対する氏名、住所等の告知に同意した拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、拾得者等が氏名、住所等を告知することに同意しなかったとき及びあなたが遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、氏名、住所等の告知はされません。

物件の返還を受けるときは、次のものが必要になりますのであらかじめご了承ください。

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

警察署 課

所在地
電話番号
受付時間

様

第 8 号様式（第19条関係）

(費用，報労金有権かつ氏名等告知同意)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は，遺失者が判明し，返還いたしました。
ご協力ありがとうございました。

なお，遺失物法の規定により，あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。

- 拾得物件の提出，交付及び保管に要した費用（遺失物法第27条）
- 報労金（遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額（施設内で拾得された物件については，拾得者と施設占有者にそれぞれこの2分の1））

遺失者から連絡があった場合は，支払いについて話し合いをしてください（連絡がないときは，下記お問合せ先までご連絡ください）。

なお，物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは，請求することができませんのでご注意ください。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日

- ◎ お問合せ先
警察署 課
所在地
電話番号
受付時間

※ 既に遺失者との話し合いがなされている場合は，通知書が行き違いになりましたこと，ご容赦ください。

様

第 8 号様式の 2 (第19条関係)

(費用, 報労金有権 (又は留保) かつ氏名等告知留保)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出 (交付) のあった下記の拾得物件は, 遺失者が判明し, 返還いたしました。
ご協力ありがとうございました。

なお, 遺失物法の規定により, あなたには次の費用等を遺失者に請求する権利があります。

- 拾得物件の提出, 交付及び保管に要した費用 (遺失物法第27条)
- 報労金 (遺失物法第28条。物件価格の 5% から20% までの額 (施設内で拾得された物
物件については, 拾得者と施設占有者にこの 2 分の 1))

上記の費用等を請求される場合は, 遺失者と話し合いをする必要があるため, あなたの氏名,
住所, 連絡先を遺失者にお伝えすることに同意していただく必要がありますので, 下記お問
合せ先までご連絡ください。

なお, 物件が遺失者に返還された後 1 か月を経過したときは, 請求することができません
のでご注意ください。

- 1 提出 (交付) 日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問合せ先
警察署 課
所在地
電話番号
受付時間

様

第 8 号様式の 3 (第19条関係)

(費用, 報労金失棄権かつ氏名等告知同意)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は, 遺失者が判明し, 返還いたしました。
ご協力ありがとうございました。

提出(交付)時に, あらかじめ, 遺失者への氏名等告知に同意されていることから, 返還時に, 遺失者に対しあなたの氏名, 住所等を告知していますので, ご了承ください。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問合せ先

警察署 課

所在地

電話番号

受付時間

様

第 8 号様式の 4 (第19条関係)

(費用, 報労金失棄権かつ氏名等告知不同意又は留保)

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

拾得物件返還通知書

あなたから提出(交付)のあった下記の拾得物件は, 遺失者が判明し, 返還いたしました。
ご協力ありがとうございました。

- 1 提出(交付)日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 返還日 年 月 日

◎ お問合せ先

警察署 課

所在地

電話番号

受付時間

様

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

権利取得通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者が判明しなかったため、あなたがこの物件の所有権を取得しました。つきましては、下記の要領により、受取に来てください。

あなたには、この物件の交付、提出又は保管について費用を要した者が他にある場合には、遺失物法の定めにより、これを償還する義務があります。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()
- 3 引渡し期限日 年 月 日 ()
※ 引渡し期限日までに受け取らないときはこの物件の所有権を失います。
- 4 引渡し手続を行う場所、取扱時間等
下記「お問合せ先」に同じ
- 5 持参するもの
 - (1) 拾得物件預り書及び拾得物件預り書別紙（拾得物件提出時に交付されている場合）
 - (2) 本通知
 - (3) 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）
※ 代理人が受け取る場合は、上記(1)又は(2)と併せて次のものを持参してください。
 - 委任状（拾得物件預り書別紙の下部にある委任状欄を使用することもできます。）
 - 代理人の住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、健康保険の被保険者証等）

- ◎ お問合せ先
警察署 課
所在地
電話番号
受付時間
-

様

年 月 日
(受理番号)

様

県 警察署長

費用請求権通知書

あなたから提出（交付）のあった下記の拾得物件は、遺失者に返還できませんでした。

あなたには遺失物法の定めにより、あなたがこの物件の提出、交付又は保管に費用を要した場合には、この物件を受け取る者（あなたが物件を交付した施設占有者・あなたに物件を交付した拾得者）にこれを請求する権利がありますので通知します。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

- 1 提出（交付）日 年 月 日
- 2 拾得物件 ()

◎ お問合せ先
警察署 課
所在地
電話番号
受付時間

様

埋 蔵 文 化 財 提 出 書

物 件 の 名 称 (種 別)	
数 量	
発見者の住所，氏名	
発見した土地又は 家屋等の所有者の 住 所 ， 氏 名	
発 見 の 年 月 日	
発 見 の 場 所	
発 見 の 原 因	
発見した土地又は 家屋等の所有権を 取 得 し た 年 月 日	
埋 蔵 文 化 財 と 認 定 さ れ た と き の 帰 属 年 月 日	
備 考	
<p>上記物件を文化財保護法第101条の規定に基づき，埋蔵文化財と認められるので現品を添えて提出します。</p> <p>年 月 日</p> <p>教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">警察署長 印</p>	

